

役員の報酬等に関する規程

平成 13 年 1 月 1 日施行

平成 21 年 10 月 1 日改正

(報酬)

第 1 条 群馬県信用保証協会の役員報酬は、次の各号のとおりとする。

- 一 常勤役員の報酬は月額とし、その額は会長と任命権者の協議により任命権者が決定する
- 二 非常勤役員には報酬を支給しない

(支給方法)

第 2 条 常勤役員の報酬の支給方法は、職員給与規程を準用する。

(通勤手当)

第 3 条 常勤役員が通勤のために交通機関及び交通用具（自動車、バイク及び自転車
をいう。）等を使用する場合は、職員給与規程を準用し、通勤手当を支給する。

(賞与)

第 4 条 会長は、常勤役員に賞与を支給することができる。

2 賞与の支給時期、支給額及び支給方法等については、職員給与規程を準用する。

(費用弁償)

第 5 条 役員が、用務のため出張した時は、旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、旅費規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行し適用する。適用日以前の報酬等の支給等については従前のとおりとする。

役員退職金規程

昭和 48 年 4 月 1 日施行

平成 27 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、群馬県信用保証協会の常勤役員（以下、「常勤役員」）という。）が退任したときに支給する退職金について定める。

(金額の算出)

第 2 条 退職金額の算出については、退任時の報酬月額 \times 14 / 100 に在任月数を乗じて得た額とする。

2 前項にいう在任月数の計算は、常勤役員となった日の属する月の翌月(当該日が月の初日のときは、当該月)から退任した日の属する月までの月数とする。

(その他)

第 3 条 この規程に定めのない事項については、退職給与金支給規程を準用する。

附則

- 1 功労金（旧第3条）の規定については、平成11年3月31日をもって廃止する。
- 2 この改正規程は、平成11年3月31日から施行する。

附則

- 1 平成11年3月31日改正施行附則中、ただし書きを削除する。
- 2 この改正規程は、平成13年3月5日から施行する。

附則

- 1 第2条の退職金の算出について、退任時の報酬月額 $30/100$ を同 $15/100$ に改める。
- 2 この改正規程は、平成13年12月1日から施行する。
- 3 この改正規程施行前に在任中の常勤役員が、改正規程施行後において退任した場合の退職金については、この規程改正前において退任した常勤役員の退職金との均衡等を考慮し、任命権者と協議のうえ決定することができる。

附則

- 1 退職金の支給日（旧第4条）を削除する。
- 2 この改正規程は、平成15年6月30日から施行する。

附則

- 1 平成13年12月1日改正規程附則の1として具体的改正内容を付加し、同改正規程附則の1を同2に、同2を同3に改める。
- 2 平成13年12月1日改正規程附則の3を削除する。
- 3 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 旧第5条（現第3条）において、「退職金支給規程」の名称を「退職給与金支給規程」に変更する。
- 2 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 第2条の退職金の算出について、退任時の報酬月額 $15/100$ を同 $14/100$ に改める。ただし、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に退任する役員に支給する退職金の算定においては、退任時の報酬月額 $14.5/100$ とする。
- 2 「第3条(削除)」及び「第4条(削除)」を削除し、第5条を第3条とする。
- 3 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。